

◎新潟県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成30年1月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
クスリのアオキ藤巻薬局	上越市藤巻5番8号	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
両津薬局	佐渡市浜田179-3	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
あんず調剤薬局	魚沼市井口新田321番地6	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
なのはな調剤薬局	南魚沼市浦佐4135番地4	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
やまと調剤薬局	南魚沼市浦佐5278番地24	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
六日町調剤薬局 二日町店	南魚沼市二日町212番地8	育成医療・更生医療	平成30年1月1日
たんぼぼ薬局	南魚沼市泉甲201番地7	育成医療・更生医療	平成30年1月1日